

令和2年3月10日

訟務局転入予定者 各位

法務省訟務局訟務企画課予算統計係

赴任旅費支給に係る各種書類の提出について（お知らせ）

本年4月1日又は同月10日付け人事異動に係る赴任旅費について、着任後に、下記の書類を提出いただくこととなりますので、あらかじめお知らせします。

記

1 搭乗券及び領収書

飛行機で移動された方は、搭乗便や航空運賃を疎明するために搭乗券（原本）及び領収書（原本）が必要となります（子や配偶者等の滞同者がいる場合は、当該滞同者の分も必要となります。）。なお、旅券の購入に際して、公務旅行専用のマイレージカードを登録してある場合を除いて、公務旅行ではマイル登録ができませんので、御注意願います。

2 住民票原本

住居所在地等を確認するために、原本（子や配偶者等の滞同者がいる場合は、当該滞同者の分も必要となります。）の確認が必要となります（住居所在地によって支給額が異なります。）。なお、原本は後日返却します。

※ 赴任に伴い転居された方のみ必要となります。

また、新住居所在地への転入日は、発令日（4月1日又は同月10日）以降の日付としていただきますよう、御注意願います。

3 宿泊先の領収書

赴任後直ちに宿舎又は自宅に入居することができず、ホテル等に宿泊する場合には、宿泊先の領収書の提出が必要となることがありますので、念のため、保管願います。

4 移転経費に係る領収書等

移転経費について、対象外経費（別添1参照）を除いた実費（旅費法に規定する定額〔別添2参照〕の3倍を上限とする。）を支給するために、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 引越し業者等が発行した内訳が記載された見積書（3者分）
- (2) 引越し業者の領収書、その他移転に直接要した費用の領収書（原本）
- (3) 移転料精算金額確認書（別添1）

※ 赴任に伴い転居された方のみ必要となります。

5 その他

その他、赴任旅費について、御不明な点等ありましたら、当課予算統計係（担当：前屋敷 法務省代表 03（3580）4111 内線██████）宛て照会願います。

移転日

# 移転料精算金額確認書

別添1

- ※1 最安値の業者に依頼した場合でも、「見積りを依頼したa・b以外の業者」についても、御記入ください。  
 ※2 「見積りを依頼したa・b以外の業者」の金額欄には、見積の総額から対象外経費を除いた額を御記入ください。  
 ※3 「viii) 値引き、消費税等調整額」を算定する際には、別添計算表を御利用ください。

a 実際に依頼した業者の額	対象外経費	実際に依頼した引越業者名		
		①業者への支払額		
		i )ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木の様に個人的趣味で大きなものや個人的な嗜好の強いものを運搬する際の追加費用		
		ii )自家用車、オートバイ等を運搬する際の追加費用		
		iii )荷造、荷解きにかかる追加費用		
		iv )工事費・設置等にかかる追加費用(エアコン、ガス器具の脱着工事を除く)		
		v )家具、家電等の購入費及びレンタル料		
		vi )家電リサイクル費用、不用品等の回収費用、ハウスクリーニング費用		
		vii )荷物を一時保管する場合の追加費用		
		viii) 値引き、消費税等調整額		
②(i ~ vii)計				
①-②				

(二枚目へ)

b 比較した業者の中で最安値である引越業者（プラン）の額	対象経費の額が最安値であった引越業者	
	①見積書の総額	
対象外経費	i )ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木の様に個人的趣味で大きなものや個人的な嗜好の強いものを運搬する際の追加費用	
	ii )自家用車、オートバイ等を運搬する際の追加費用	
	iii )荷造、荷解きにかかる追加費用	
	iv )工事費・設置等にかかる追加費用(エアコン、ガス器具の脱着工事を除く)	
	v )家具、家電等の購入費及びレンタル料	
	vi )家電リサイクル費用、不用品等の回収費用、ハウスクリーニング費用	
	vii )荷物を一時保管する場合の追加費用	
	viii )値引き、消費税等調整額	
②(i ~ vii)計		
①-②		

見積りを依頼した a・b以外の業者(1社目)	(業者名)	金額
見積りを依頼した a・b以外の業者(2社目)	(業者名)	金額

c a以外の支払額	レンタカ一代、ガソリン代、高速道路利用料などの運搬に直接かかる費用	
	段ボールやガムテープといった資材購入費用	
	宅配便などの運送料	
	その他、移転に際して直接要した費用(対象外経費を除く)	
	合計額	

◎ 計算表

別添1の「viii) 値引き、消費税等調整額」を算定する際に御利用ください。

1. 運賃や料金毎に割引額が生じる場合

運 賃	①値引き前の運賃総額	
	②うち対象経費	⑥対象外となる割引額 (④×③／①)
	③うち対象外経費	
	④値引額	
	⑤小計(①-④)	
人 件 費	⑦値引き前の人件費総額	
	⑧うち対象経費	⑫対象外となる割引額 (⑩×⑨／⑦)
	⑨うち対象外経費	
	⑩値引額	
	⑪小計(⑦-⑩)	
その 他 オ プ シ ヨ ン 料 金	⑬値引き前のその他オプション料金総額	
	⑭うち対象経費	⑯対象外となる割引額 (⑮×⑯／⑬)
	⑯うち対象外経費	
	⑯値引額	
	⑰小計(⑬-⑯)	
⑲計(⑤+⑪+⑰)		
消費税(10%) (⑲×0.1)		
合計		

⑯対象外となる割引額計  
(⑥+⑫+⑯)

\_\_\_\_\_

⑯対象外となる消費税計  
(③+⑨+⑯) × 0.1

\_\_\_\_\_

viii) 値引き、消費税等調整額へ  
転記する額(⑳+㉑)

\_\_\_\_\_

2. 小計後に値引きが行われる場合

運 賃	①値引き前の運賃総額	
	②うち対象経費	
	③うち対象外経費	
人 件 費	④値引き前の人件費総額	
	⑤うち対象経費	
	⑥うち対象外経費	
そ の 他 オ プ シ ヨ ン 料 金	⑦値引き前のその他オプション料金総額	
	⑧うち対象経費	
	⑨うち対象外経費	
⑩小計		⑪対象外となる割引額 (⑩×(③+⑥+⑨)／⑩)
⑪値引額		
⑫計(⑩-⑪)		
⑬消費税(10%) (⑫×0.1)		
合計(⑫+⑬)		

⑭対象外となる割引額計

\_\_\_\_\_

⑮対象外となる消費税計  
(③+⑥+⑨-⑭) × 0.1

\_\_\_\_\_

viii) 値引き、消費税等調整額へ  
転記する額(⑳+㉑)

\_\_\_\_\_

## 国家公務員等の旅費に関する法律における移転料の定額(同法第23条関係)

- 1 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額表記載の金額
- 2 赴任の際、扶養親族を随伴しない場合には、1の2分の1の金額
- 3 赴任の際、扶養親族を随伴しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、2に規定する額に相当する金額

【定額表】

鉄道 区分		50km以上	100km以上	300km以上	500km以上	1000km以上	1500km以上	2000km以上
	50km未満	100km未満	300km未満	500km未満	1000km未満	1500km未満	2000km未満	
指定職の職務又は7級以上の職務にある者	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
6級以下4級以上の職務にある者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
3級以下の職務にある者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

(円)

## ※【区分について】

検事20号から15号までは、6級以下4級以上の職務にある者に、検事14号から1号までは、指定職の職務又は7級以上の職務にある者に該当します。

※ 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。